

奈良県文化・教育・くらし創造部総合評価落札方式実施要領（建設工事）

（趣旨）

第1条 この要領は、奈良県文化・教育・くらし創造部及びこども・女性局が入札する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の10の2（167条の12第4項及び167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、価格その他の条件が本県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価 落札方式」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 総合評価落札方式の実施の対象となる建設工事は、次の各号のいずれかの工事とする。

- （1）工事価格にライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められる工事
- （2）工事価格の差異に比して、工事目的物の性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- （3）工事価格の差異に比して対策（環境の維持等）の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- （4）その他文化・教育・くらし創造部長又はこども・女性局長が総合評価落札方式による入札が適当と認める工事

2 前項各号のいずれかに該当する工事を総合評価落札方式により入札する場合は、事業担当課（室・所）長（以下「担当課長」という。）が、奈良県文化・教育・くらし創造部建設工事等請負業者 選定審査会又はこども・女性局建設工事等請負業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）に諮り、適否を決定するものとする。

（奈良県文化・教育・くらし創造部総合評価審査委員会）

第3条 総合評価落札方式による契約手続のうち、技術提案（競争に付された建設工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。）を適切に審査し、及び評価するため、奈良県文化・教育・くらし創造部総合評価審査委員会（以下「総合評価委員会」という。）を設置する。

2 総合評価委員会は、委員長及び委員をもって構成し、その構成する委員及び事務局は、別途定める。

3 審査内容により委員長が必要と認める場合にあっては、前項の規定により別途定める委員に加えて、臨時委員（外部委員を含む。以下、同じ。）を任命し、又は同項の規定にかかわらず、個別に委員（臨時委員を含む。）を任命し、構成することができるものとする。

4 総合評価委員会は、担当課長の要請を受け、委員長が必要に応じて開催する。

5 前各項にかかわらず、当該工事の内容が土木、建築等に係るもので、かつ技術的な支援が必要な場合は、奈良県県土マネジメント部総合評価落札方式実施要領（建設工事）に基づく奈良県県土マネジメント部総合評価審査委員会に審査及び評価を依頼できるものとする。

なお、開催依頼するか否かについては、選定審査会において適否を決定するものとする。

（総合評価委員会の役割）

第4条 総合評価委員会は、次に掲げる事項について審査し、評価する。

- （1）総合評価落札方式による入札に係る申込みのうち、価格その他の条件が本県にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）の決定
- （2）技術提案の審査、採否の決定及び評価
- （3）総合評価落札方式による落札候補者の決定

(選定審査会の役割)

第5条 選定審査会は、次に掲げる事項について審査し、決定する。

- (1) 総合評価落札方式による入札を行うことの適否
- (2) 県土マネジメント部総合評価審査委員会に審査及び評価を依頼することの適否

(学識経験者の意見聴取)

第6条 担当課長は、総合評価落札方式を実施するに当たり、次に掲げる場合において、それぞれ当該各号に定める事項について、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき 当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- (2) 総合評価落札方式において落札者を決定しようとするとき予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が本県にとって最も有利なもの決定。ただし、学識経験を有する者に対して、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴いた結果、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合に限る。

(入札公告等)

第7条 入札執行者は、総合評価落札方式で入札しようとする場合は、入札公告、入札説明書又は指名通知書（以下「入札公告等」という。）にて、次の事項を明示する。

- (1) 総合評価落札方式の実施工事であること。
- (2) 総合評価落札方式に関する提出書類
- (3) 総合評価落札方式に係る落札者決定基準

(入札参加希望者の提出書類)

第8条 入札参加希望者は、入札公告等に明示した総合評価落札方式に関する提出書類を提出するものとする。

2 前項の規定により提出された書類は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 提出書類の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 提出書類の返却及び公表は、行わないものとする。
- (3) 書類の提出後における内容の変更は、認めないものとする。ただし、高度技術提案型における技術提案の改善を求める場合の技術提案の再提出又は追加資料の提出については、この限りでない。

(技術提案のヒアリング)

第9条 総合評価委員会は、必要に応じて入札参加希望者から提案内容についてのヒアリングを行うものとする。

(高度技術提案型における技術提案の改善)

第10条 高度技術提案型において、技術提案の内容に最低限の要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、技術対話（ヒアリング）において提案者の意図を確認した上で必要に応じて改善を要請し、技術提案の再提出を求める。

2 最低限の要求要件や施工条件を満たさない事項があり、その改善がなされない場合には、次条の規定により当該入札参加希望者に対し競争参加資格がない旨を通知するものとする。

(入札参加希望者に対する採否の通知)

第11条 総合評価委員会での審査結果を受けて、入札執行者は、技術提案の採否の決定結果

を入札参加希望者に通知するものとする。

（技術提案の採否に対する説明）

第 12 条 技術提案が採用されず競争参加資格がない旨通知を受けた者は、入札執行者に対し通知の日を含む5日以内（奈良県の休日を含める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日を含まない。）に説明を求めることができるものとする。この場合において、技術提案が採用されず、競争参加資格がない旨通知を受けた者は、説明を求めることを記した書面（様式自由）を持参するものとし、郵送又は電送によるものは、受け付けないものとする。

2 入札執行者は、前項の規定に基づき説明を求められた場合は、総合評価委員会の委員長に報告するとともに、書面により回答するものとする。

（総合評価の方法）

第 13 条 価格及び価格以外の要素に係る総合評価の方法は、標準点に落札者決定基準で定める評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を、当該入札者の入札価格で除す次式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

技術評価点＝標準点＋加算点

評価値＝技術評価点／入札価格

（高度技術提案型における予定価格の作成）

第 14 条 高度技術提案型において新技術、特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を作成することができる。この場合において、当該技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取するものとする。

2 予定価格の算定は、技術評価点の最も高い技術提案に基づくことを基本とする。

（落札者の決定方法）

第 15 条 落札者の決定については、次に掲げる要件の全てに該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

（1）入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

（2）入札に係る性能等が、入札公告等において明示した技術的要件における最低限の要求要件を全て満たしていること。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

（技術提案の履行の確保）

第 16 条 発注者は、工事の監督・検査に当たり、技術提案の内容を満たしていることを確認するものとする。

2 発注者は、技術提案の内容が履行されない場合は、工事成績評定点の減点等を行うものとする。

3 契約後、技術提案の履行により工事費が増額する場合においては、自然災害等の不可抗力の場合を除き、原則として設計変更等は行わないものとする。

（その他）

第 17 条 入札執行者又は担当課長は、この要領に定めのない事項及び運用に関して疑義が生じた場合は、関係課と協議し、選定審査会の審議に付し対応するものとする。

附 則（施行期日）

この要領は、平成26年6月26日から施行する。

改正 平成31年4月1日
令和 2年4月1日
令和 3年6月1日
令和 4年4月1日
令和 5年4月1日